令和７年度
がん対策の実施状況等について

令和８年１１月

名　古　屋　市

１　市の責務（第２条関係）

健康なごやプラン21推進会議の専門部会である、がん対策専門部会において、県、医療機関、医療関係団体、医療保険者やがん患者等で構成される関係団体等が、がん対策に関係する施策を効果的かつ円滑に実施するための意見交換を行いました。

事業等	事業内容	実　績
がん対策専門部会	がん対策の関係者が意見交換を行い、施策を効果的かつ円滑に実施することを目的として開催 構成：がん患者及び家族で構成される団体、学識経験者、保健・医療・福祉関係、職域・地域関係等	令和 7 年 12 月 22 日

２　がんの予防の推進等（第５条関係）

喫煙、食生活、運動その他の生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響に関する知識の普及啓発その他のがんの予防の推進のために必要な施策として、なごや健康ガイドの全世帯配布（4 月頃)、喫煙防止対策等を実施しました。

がん教育におきまして、がんに対する理解及びがんの予防に関する知識を深めるため、がんに関する学習補助教材を小学 6 年生及び中学 2 年生を対象に配布し、学習の中での活用を図りました。また、有識者からなるがん教育に関する専門部会を設置し、学習補助教材を活用した指導案例について小中学校へ提示するとともに、外部講師の活用事業を開始しました。

事業等	事業内容	実　績
なごや健康ガイド	がんを予防するための知識等を掲載した冊子を全世帯へ配布	配布数 約 1,147,000 冊
禁煙の日街頭キャンペーン	スワンスワンの日（毎月 22 日）前日等に、地下鉄駅構内や公園において、啓発物品の配布による普及啓発	実施箇所数 2 ヵ所 配布数 400 個
子どもの受動喫煙防止対策	母子健康手帳交付及び新生児訪問指導の際に、受動喫煙の害に関するリーフレットの配布による普及啓発	保健センターにおいてリーフレットを配布

事業等	事業内容	実　績
分煙施設設置費用等助成事業	名古屋市内の事業者又は団体に分煙施設の設置費用（令和 7 年度より助成上限額を拡充）及び運用費用の助成を実施	助成件数 3 件
保育園や小学校などでの防煙教育	乳幼児の保護者向け禁煙啓発媒体（チラシ）を配布	各区保健センターへ配布
ICT を活用した禁煙希望者支援事業	禁煙希望者で自発的禁煙が困難な者の禁煙開始と継続をはかるため、ICT を用いた伴走型の禁煙支援を実施	参加者数 283 名
禁煙外来治療費助成事業	公的医療保険が適用される禁煙外来治療にかかる自己負担額（薬剤費含む）の 2 分の 1（上限 1 万円）を助成	助成件数 57 件
がん教育の取り組み	小学 6 年生及び中学 2 年生を対象として、がんに関する学習補助教材を配布し、各学校へ指導案例を示すことで、生活習慣病等に関する指導を実施	配布数 小学 6 年生：約 18,000 人 中学 2 年生：約 16,600 人
	がん教育における外部講師の活用事業を開始するとともに、部会において同事業の利用促進に向けた方策等について検討	がん教育に関する専門部会 令和 7 年 10 月 29 日

事業等	事業内容	実績
がんの出張講座	地域に出張して、がんの仕組み、原因と予防に関する講座を実施	実施回数 7回 参加人数 336人
子宮頸がん予防接種	小学6年生～高校1年生相当年齢の女子及びキャッチアップ接種対象者※に子宮頸がん予防接種を定期接種として実施	予防接種の接種件数 18,753件

※令和7年度のキャッチアップ接種対象者は、平成9年4月2日～平成20年4月1日生まれの女性のうち、令和4年度～令和6年度の間に1回以上接種しており、3回目の接種を完了していない方

事業等	事業内容	実　績
ピロリ菌検査	20～39 歳（年度末時点）の市内在住者を対象に、胃がんのリスク因子であるピロリ菌の検査を令和 3 年 10 月より開始	ピロリ菌検査の受診者数 27,169 人
胃がんリスク検査	40～59 歳（年度末時点）の市内在住者を対象に、胃がんの原因の１つとされるピロリ菌感染の有無を調べる検査と、胃粘膜の萎縮度を調べるペプシノゲン検査を組み合わせ、胃がんになるリスクの高さを判定する検査を令和4年10月より開始	胃がんリスク検査の受診者数 18,978 人
腹部超音波スクリーニング検査	50 歳以上（年度末時点）の市内在住者を対象に、肝臓、胆のう・胆管、膵臓、脾臓、腎臓など複数の部位を超音波で 1 度に様々な角度から確認することができる検査を令和 7 年 2 月より開始	腹部超音波スクリーニング検査の受診者数 53,549 人
	腹部超音波スクリーニング検査の精度管理についてより深い議論を行うため、専門部会を開催	腹部超音波スクリーニング検査精度管理専門部会 令和 8 年 3 月 18 日

３　がんの早期発見の推進（第６条関係）

がんの早期発見・早期治療を推進するため、胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診、子宮がん検診、乳がん検診及び前立腺がん検診を実施しました。ワンコインがん検診、無料クーポン券の配付及び休日検診等に加えて、レディースがん検診を実施しました。

また、がん検診サポートセンターにおいて精密検査未受診者対策やがん検診の案内等を行いました。

国民健康保険や全国健康保険協会愛知支部（以下「協会けんぽ愛知支部」といいます。）の特定健康診査とがん検診の同時実施を行うとともに、国民健康保険の被保険者のうち、特定健康診査未受診者に対してがん検診の電話勧奨を行うなど、医療保険者との連携による受診率向上の取り組みを実施しました。また、ナッジ理論を活用した個別受診勧奨として、はがきの送付により効果的な勧奨に努めました。

事業等	事業内容	実　績
ワンコインがん検診	胃がん、大腸がん、肺がん、子宮がん、乳がん及び前立腺がんの各検診について、自己負担金 500 円で実施	受診者数 ※ 胃がん　：70,741 人 大腸がん　：144,541 人 肺がん　：165,278 人 子宮がん　：97,600 人 乳がん　：54,337 人 前立腺がん：79,515 人

※ワンコインがん検診の実績の受診者数は、がん検診推進事業及び保健センター等における集団検診等の実績の受診者数を含む総数

事業等	事業内容	実　績
がん検診推進事業	6種全てのがん検診について、特定の年齢の方を対象に検診手帳及び無料で受診できるクーポン券を配付	受診者数 胃がん　　：16,917人 大腸がん　：20,813人 肺がん　　：21,155人 子宮頸がん：17,835人 乳がん　　：19,575人 前立腺がん：10,631人
	無料クーポン券対象者への個別受診再勧奨を実施	対象者数 216,488人
	ナッジ理論を活用した個別受診勧奨を実施	対象者数 はがき：132,007人
国民健康保険の特定健康診査とがん検診の同時実施	休日に行う特定健康診査と胃がん・大腸がん・肺がん・乳がん・子宮がん・前立腺がん検診を同時実施	受診者数 胃がん　：43回　969人 大腸がん：50回 1,432人 肺がん　：50回 1,426人 乳がん　：26回　370人 子宮がん：21回　290人 前立腺がん：50回　612人
レディースがん検診等の実施	女性医師・スタッフによる乳がんを始めとした5種類のがん検診を一度に受けられるレディースがん検診等を実施	実施回数 3回 受診者数 胃がん　：　95人 大腸がん：150人 肺がん　：146人 乳がん　：220人 子宮がん：191人

事業等	事業内容	実　績
協会けんぽ愛知支部被扶養者の特定健康診査とがん検診の同時実施	特定健康診査と胃がん・大腸がん・肺がん検診・乳がん検診の同時実施	受診者数 胃がん　：23 回　246 人 大腸がん：23 回　513 人 肺がん　：23 回　485 人 乳がん　：2 回　21 人
国民健康保険の被保険者への電話勧奨	国民健康保険の被保険者のうち、特定健康診査未受診者に対して、特定健康診査及びがん検診の電話勧奨を実施	架電数 10,120 人
協会けんぽ愛知支部被扶養者への受診勧奨	協会けんぽ愛知支部の被扶養者に対する特定健康診査の受診勧奨及び個別再勧奨に併せて、がん検診のちらしを配布	受診勧奨 67,676 人 個別再勧奨 173,101 人
医療機関での検診案内	がん検診を実施している医療機関においてポスターやステッカーを掲出するとともにちらしを配布	医療機関数（令和 7 年度末） 胃がん（エックス線検査） ：　240 機関 胃がん（内視鏡検査） ：　307 機関 大腸がん　：　972 機関 肺がん　：　786 機関 子宮がん　：　153 機関 乳がん　：　128 機関 前立腺がん：　992 機関

事業等	事業内容	実　績
薬局での検診案内	市内の薬局においてポスターを掲出するとともにちらしを配布	ポスター配布数 約 1,100 枚
		ちらし配布数 約 22,000 枚
なごや健康ガイド	がん検診の受診内容や受診方法、受診できる医療機関の一覧を掲載した冊子を全世帯へ配布	配布数 約 1,147,000 冊
乳がん月間(10 月)における取り組み	職員によるピンクリボンバッジの着用による啓発	管理職員に配布、着用 約 1,200 名
	ピンクリボン及び乳がん自己触診についての啓発	インターネット広告を配信
ブレスト・アウェアネス啓発事業	保健センター等で、乳がんの自己触診法や、がんについての正しい知識を学ぶ教室を実施	参加者数 4,465 人
	乳がんの自己触診法を掲載したリーフレット等を配布	配布数 約 5,000 枚
広告媒体を活用した広報	がん検診の受診及び無料クーポン券の利用を呼びかけるため、インターネット上や新聞に広告を掲載	インターネット広告を配信 令和 7 年 10 月及び 令和 8 年 3 月に実施
		新聞広告 令和 7 年 10 月 24 日

事業等	事業内容	実　績
がんの出張講座	地域に出張して、がんの治療や支援等に関する講座を実施	実施回数 7回 参加人数 336人
市立大学との連携による取り組み	市立大学芸術工学部学生のデザインによるポスターやちらしを配布	ポスター配布数 約1,600枚
		ちらし配布数 約54,000枚
がん対策協力協定	保険会社との協定によるがん検診の普及啓発	保険会社との協定数 24社（令和7年度末）
	金融機関との協定によるがん検診の普及啓発	金融機関との協定数 8社（令和7年度末）
健康増進支援システム	がん検診や予防接種などの受診歴や接種歴等を管理するシステムを運用	がん検診の受診情報等を管理

事業等	事業内容	実　績
がん検診精度管理推進会議	がん検診の精度管理についてより深い議論を行うため、専門部会を開催	子宮がん検診精度管理専門部会 令和８年２月 25 日 乳がん検診精度管理専門部会 令和８年３月５日 胃がん検診・大腸がん検診精度管理専門部会 令和８年３月５日
精密検査未受診者への受診勧奨	がん検診サポートセンターより、精密検査未受診者に対し文書送付及び電話により受診勧奨を実施	文書 胃がん　：　957 件 大腸がん　：8,246 件 肺がん　：3,777 件 子宮がん　：2,379 件 乳がん　：　893 件 前立腺がん：4,198 件 電話 胃がん　：　134 件 大腸がん　：　575 件 肺がん　：　246 件 子宮がん　：　410 件 乳がん　：　124 件 前立腺がん：　257 件

〔参考〕

○がん検診の受診率及び精密検査受診率

本市の健康増進計画である「健康なごやプラン 21(第 3 次)」(計画期間:令和 6 年度～令和 17 年度）において、「がん検診の受診率」と「精密検査受診率」の目標値を設定しています。

指　標		計画策定時 (令和 4 年度)	実　績 (令和 7 年度)	目標値 (令和 15 年度)
がん検診の受診率	胃がん	23.9% (26,251 人)	30.8% (35,874 人)	50%
	大腸がん	23.9% (67,975 人)	23.9% (68,921 人)	50%
	肺がん	19.8% (56,380 人)	24.1% (69,305 人)	50%
	子宮がん	64.4% (88,347 人)	65.7% (89,917 人)	70%
	乳がん	51.6% (44,350 人)	53.2% (46,288 人)	60%
	前立腺がん	36.6% (27,686 人)	48.2% (38,012 人)	50%

✻受診率及び受診者数の算出対象年齢は、40 歳から 69 歳まで（胃がんは平成 28 年度から 50 歳から 69 歳まで、子宮がんは 20 歳から 69 歳まで、前立腺がんは 50 歳から 69 歳まで）

✻胃がん検診の受診率（平成 28 年度から）

（前年度の受診者数＋当該年度の受診者数－2 年連続受診者数）／（当該年度の対象者数）×100

✻子宮がん、乳がん検診の受診率

（前年度の受診者数＋当該年度の受診者数）／（当該年度の対象者数）×100

指　標		計画策定時 （令和3年度）	実　績 （令和6年度）	目標値 （令和15年度）
がん検診の精密検査受診率	胃がん	85.6%	89.4%	90%
	大腸がん	64.7%	72.7%	90%
	肺がん	74.0%	80.1%	90%
	子宮がん	65.3%	76.1%	90%
	乳がん	84.3%	91.9%	90%
	前立腺がん	59.2%	66.6%	90%

✻表中の年度は、本市のがん検診を受診した年度

✻精密検査受診率とは、要精密検査と判定された方のうち、精密検査を受けた方の割合

○がん検診を受診された方の精密検査の結果等（令和 6 年度）

がん検診の受診の結果、「要精密検査」と判定された方へ精密検査の受診を勧めています。令和 6 年度に本市のがん検診を受診された方の精密検査の結果等については、以下のとおりです。

区　分	受診者数 ※	要精検者　数	要 精 検 率	精検受診者数	精　検 受診率	がん確定診断者数	が　ん 発見率	陽性反応適 中 度
	(A)	(B)	(B/A)	(C)	(C/B)	(D)	(D/A)	(D/B)
胃がん	67,776 人	5,360 人	7.9%	4,794 人	89.4%	147 人	0.22%	2.74%
大腸がん	141,949 人	12,512 人	8.8%	9,096 人	72.7%	446 人	0.31%	3.56%
肺がん	159,508 人	7,535 人	4.7%	6,037 人	80.1%	197 人	0.12%	2.61%
子宮がん	99,273 人	3,395 人	3.4%	2,585 人	76.1%	45 人	0.05%	1.33%
乳がん	54,032 人	3,254 人	6.0%	2,991 人	91.9%	302 人	0.56%	9.28%
前立腺がん	74,906 人	5,533 人	7.4%	3,687 人	66.6%	631 人	0.84%	11.40%

※受診者数は令和 6 年度に本市のがん検診を受診された方の総数であり、受診率の算出対象受診者数とは異なる。

✻要　精　検　率：がん検診受診者のうち、精密検査が必要と判定された割合

✻精 検 受 診 率：要精検者のうち、精密検査を受けた割合

✻が ん 発 見 率：がん検診受診者のうち、がんが発見された割合

✻陽性反応適中度：要精検者のうち、がんが発見された割合

４　がん医療水準の向上、緩和ケア及び在宅療養の充実（第７条、第８条、第９条関係）

名古屋市立大学医学部附属病院群として、がん医療水準の向上や緩和ケアの充実のため、様々な取り組みを実施しました。

市立大学病院では、喜谷記念がん治療センター（東棟）において、がん薬物療法、放射線治療、緩和ケア外来等の集学的治療の提供を行いました。

市立大学医学部附属西部医療センターの名古屋陽子線治療センターにおいて、前立腺がん、肝臓がん、肺がん、すい臓がん、小児がん等を中心に陽子線治療を行いました。

事業等	事業内容	実　績
名古屋市立大学医学部附属病院群での取り組み※	放射線治療装置「リニアック」での診療	実施件数 延べ 23,685 件
	緩和ケアチームによる回診	新規依頼件数 932 件
	外来化学療法	実施件数 延べ 11,161 件 （市立大学病院分は喜谷記念がん治療センターのがん薬物療法に計上）

事業等	事業内容	実　績
名古屋市立大学医学部附属病院群での取り組み※	手術支援ロボット「ダ・ヴィンチ」を利用した手術症例	症例数 胃がん　：136 症例 結腸がん　：178 症例 直腸がん　：135 症例 膀胱がん　：　21 症例 前立腺がん　：118 症例 腎がん　：106 症例 腎盂・尿管がん　：　31 症例 肺がん　：　93 症例 膵がん　：　61 症例 肝臓がん　：　30 症例 食道がん　：　32 症例 縦隔腫瘍（悪性）：　30 症例 縦隔腫瘍（良性）：　17 症例 子宮体がん　：　22 症例 子宮良性腫瘍（境界悪性含む） ：　144 症例

事業等	事業内容		実　績
名古屋市立大学医学部附属病院群での取り組み※	手術支援ロボット「ヒノトリ」を利用した手術症例		症例数 胃がん　：　4 症例 結腸がん　：　89 症例 直腸がん　：　17 症例 前立腺がん　：　1 症例 腎がん　：　2 症例 食道がん　：　14 症例
	喜谷記念がん治療センター	放射線治療装置「トモセラピー」での診療	実施件数 延べ 2,934 件
		がん薬物療法	実施件数 延べ 14,924 件
		緩和ケア外来での診療	実施件数 延べ　879 件

事業等	事業内容		実　績
名古屋市立大学医学部附属病院群での取り組み※	名古屋陽子線治療センター	外来での診療	新規受診患者数 1,181 人
		前立腺がん、肝臓がん、肺がん、すい臓がん、小児がん等を対象とした陽子線治療の実施	治療を開始した人数 960 人
		各種広報媒体の活用や、保険会社や金融機関との協力協定に基づくセミナーの開催等による広報活動の実施	陽子線セミナー、講演会及び市政出前トークの開催 8 回 （参加者数 169 人）
	がん登録		登録数 名古屋市立大学医学部附属病院群　※　　：6,622 件

事業等	事業内容	実　績
緩和ケアの講演会の開催	がん患者・家族等を対象とした緩和ケアの講演会を開催	開催回数 1回 参加者数 107名
緩和ケア認定看護師等資格取得支援事業の実施	がん患者等への緩和ケアに携わる看護師及び薬剤師の養成に係る資格取得経費を負担する医療機関等に、経費の一部助成を令和4年4月より開始	緩和ケア認定看護師 2人 緩和薬物療法認定薬剤師 0人

※名古屋市立大学医学部附属病院群の実績については、市立大学病院、東部医療センター、西部医療センター、みどり市民病院、みらい光生病院及びリハビリテーション病院の実績を指す

５　がん患者等の支援（第 10 条関係）

がんの症状や治療法についての情報提供を行う相談窓口として、また、患者同士の交流による闘病や治療体験を語り励まし合うための拠点として、がん相談・情報サロン「ピアネット」を運営し、相談員による個別相談や、がん患者同士によるサロンの開催など、がん患者やその家族が直面するさまざまな疑問や悩みにきめ細かく対応しました。また、ピアサポーターによる出張個別相談支援を、市内のがん診療連携拠点病院及びがん診療拠点病院で実施しました。さらに、病院内での相談支援を充実させるため、ピアネットにおいてピアサポーター養成研修を実施しました。

平成 31 年 4 月より治療に伴う脱毛症状等によりウィッグを必要とするがん患者に対し、ウィッグ購入費用を助成するとともに、ピアネットのピアサポーターがアピアランスケアについての相談支援を実施しました。また、令和 4 年 4 月より外科的治療等による乳房の形の変化により乳房補整具を必要とするがん患者に対し、乳房補整具購入費用の助成を開始しました。令和 5 年 4 月より、従来、購入費用の 3 割としていた助成額について、上限額を変更せず 5 割に拡大しました。

令和 3 年 1 月より、がん治療により生殖機能が低下する又は失われる恐れがある方に対する妊よう性温存治療に係る費用の助成を実施しました。

令和 5 年 4 月より、末期の若年がん患者に対する在宅サービスにかかる利用料の助成等について、従来、20 歳以上 40 歳未満としていましたが、0 歳以上 40 歳未満に拡大しました。

事業等	事業内容	実　績
ピアネットにおける相談支援	がん医療や緩和ケア、在宅医療などに関するがん患者や家族からの相談に対応	相談件数 来所：　875 件 電話：　4,120 件

事業等	事業内容	実　績
ピアネットにおける相談支援	がん患者同士によるサロンの開催	開催回数 49 回 参加者数 393 人
	市内のがん診療連携拠点病院及びがん診療拠点病院における院内ピアサポート	開催回数 131 回 （相談件数 621 件）
	病院内での相談支援の充実を目的としたピアサポーター養成研修の実施	養成人数 22 人
若年者の在宅ターミナルケア支援	40 歳未満の末期のがん患者に対する在宅サービスにかかる利用料の助成等	利用決定者数 15 人 （うち 20 歳未満 1 人）
アピアランスケア支援事業	ウィッグ及び乳房補整具の購入費用の助成や、相談支援の実施	助成件数 ウィッグ　：900 件 乳房補整具：273 件 相談等件数 1,336 件
がん患者妊よう性温存治療費助成事業	がん治療により生殖機能が低下する又は失われる恐れがある方に対する妊よう性温存治療に係る費用の助成 ※1	助成件数 13 件
名古屋市立大学医学部附属病院群における相談支援 ※2	がん診療連携拠点病院としてがん患者や家族からの相談に対応	相談件数 3,454 件

事業等	事業内容	実　績
働く世代のがん患者の支援	ピアネットにおいてがん患者の治療と仕事の両立を支援するため、専門の相談員による個別相談を実施	相談件数 16 件
名古屋陽子線治療センターにおける患者負担軽減策	治療料減免制度：1 年以上の市内在住者につき 1 治療あたり 20 万円を減免	減免件数 31 件
	利子補給制度：1 年以上の市内在住者が金融機関から治療費に要する融資を受けた場合に支払利子に対して助成	利用件数 1 件

※1 令和 3 年度より県の助成事業が開始されたが、一部助成内容が従前の市の助成内容と相違があるため、市民に不利益がないように県の助成内容に一部上乗せ及び対象を拡大する形で継続

※2 名古屋市立大学医学部附属病院群における相談支援の実績については、市立大学病院及び西部医療センターの実績を指す

６　情報収集及び提供（第 11 条関係）

がん相談・情報サロン「ピアネット」において、がんに関する情報の収集や提供を行いました。

また、なごや健康ガイドや検診手帳を配布することにより、名古屋市のがん検診の内容や意義及びがんになった場合の相談窓口等の案内を行いました。

事業等	事業内容	実　績
ピアネットの運営	がん医療及びがん患者等の支援についての情報収集及び提供	利用者数 来所：　875 人 電話：　4,120 人
	市民を対象とした講演会を開催	開催回数 2 回 （うち 1 回オンライン） 参加者数 232 人 講習会動画作成 実施
	地域に出張して、がんの治療や支援等に関する講座を実施	実施回数 7 回 参加人数 336 人
	市内のがん診療連携拠点病院及びがん診療拠点病院における院内ピアサポート	開催回数 131 回 （相談件数 621 件）

事業等	事業内容	実　績
なごや健康ガイドによる情報提供	がんを予防するための知識やがん検診の内容、受診できる医療機関の一覧等を掲載した冊子を全世帯へ配布	配布数 約 1,147,000 冊
検診手帳の配布	無料クーポン券の対象者に、がん検診の内容及びがんになった場合の相談窓口等を記載した検診手帳を配布	配布数 約 217,200 冊

〔参考〕　名古屋市がん対策推進条例

平成 24 年 3 月 28 日
条例第 31 号

人間とがんとの闘いの歴史は、古代にまでさかのぼることができます。がんは、今や我が国において 2 人に 1 人が侵される「国民病」といわれています。一方、医学界始め関係各界においてがん撲滅に向けた力強い取組みが展開されており、がんの予防の推進からがん医療水準の向上まで、着実に成果は上がっています。私たちは、これら英知を結集し、都市をあげてがんに立ち向かうことを決意します。

名古屋市は、がんに打ち勝つためのあらゆる方策をみんなで考える都市として、まずは、がんの予防を一層推進するため、市民のがんに対する知識を高めることに力を注がなければなりません。また、子どもたちへのがん教育の重要性を強く認識し、学習の機会を広げるよう努力します。さらに、がん患者及びその家族をまち全体で温かく包み込み、その負担を少しでも和らげる環境をつくりあげていきます。

がんに立ち向かう都市・名古屋の挑戦は、この条例の制定をもって終わるものではありません。がんに打ち勝つため、たゆまざる前進の第一歩として、ここに名古屋市がん対策推進条例を制定するものです。

(目的)

第 1 条　この条例は、本市のがん対策の基本となる事項を定めることにより、がんの予防及び早期発見を推進するとともに、地域のがん医療水準の向上を図り、がんの克服に向けた市民総ぐるみによるがん対策の実施に資することを目的とする。

(市の責務)

第 2 条　市は、国、県、医療機関、医療関係団体、医療保険者(介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 7 条第 7 項に規定する医療保険者をいう。以下同じ。)並びにがん患者及びその家族(以下「がん患者等」という。)で構成される団体その他の関係団体と連携を図りつつ、がん対策に関し必要な施策を実施するものとする。

(市民の役割)

第 3 条　市民は、がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防及び積極的ながん検診の受診に努めるとともに、市が実施するがん対策に協力するよう努めるものとする。

(保健医療関係者等の役割)

第 4 条　保健医療関係者(がんの予防及び早期発見並びにがん医療に携わる者をいう。)及び事業者は、市が実施するがん対策に協力するよう努めるものとする。

(がんの予防の推進等)

第 5 条　市は、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響に関する知識の普及啓発その他のがんの予防の推進のために必要な施策を実施するものとする。

2　前項のがんの予防の推進のために必要な施策は、女性に特有のがん等、性別及び年齢に応じて好発するがんの種類を考慮して効果的に実施するものとする。

3　市は、がん教育を推進するため、児童及び生徒が学習活動等を通じてがんに対する理解及びがんの予防に関する知識を深めるために必要な施策を実施するよう努めるものとする。

4　市は、医療保険者及び事業者と連携を図りつつ、職場におけるがんに関する正しい知識及びがん検診の普及啓発並びにがん患者等の支援に関する情報の提供に努めるものとする。

(がんの早期発見の推進)
第6条　市は、がんの早期発見に資するよう、がん検診の質の向上を図るために必要な施策及びがん検診の普及啓発その他のがん検診の受診率の向上を図るために必要な施策を実施するものとする。
(がん医療水準の向上)
第7条　市は、県及び医療機関と連携を図りつつ、がん患者がそのがんの状態に応じた質の高い適切ながん医療を受けることができるよう必要な環境整備に努めるものとする。
2　市は、県が効果的ながん対策の立案及びがん医療水準の向上に資する情報を得るために実施するがん登録の推進に協力するものとする。
(緩和ケアの充実)
第8条　市は、県並びに医療機関その他関係機関及び関係団体と連携を図りつつ、緩和ケア(がん患者の身体的苦痛、精神的苦痛その他の苦痛又は社会生活上の不安の軽減等を目的とする医療、看護、介護その他の行為をいう。)の充実を図るために必要な環境整備に努めるものとする。
(在宅療養の充実)
第9条　市は、県並びに医療機関その他関係機関及び関係団体と連携を図りつつ、がん患者等の意向により、その居宅において療養できるよう必要な環境整備に努めるものとする。
(がん患者等の支援)
第10条　市は、がん患者等のがんの罹患に伴う負担の軽減に資するよう、がんに関する相談体制の充実その他のがん患者等の支援のために必要な施策を実施するよう努めるものとする。
2　市は、がん患者等で構成される団体その他の関係団体が行うがん患者の療養生活の質の維持向上に資する活動並びにがんの予防及び早期発見を推進する活動の支援に努めるものとする。
(情報収集及び提供)
第11条　市は、市民ががん医療に関する適切な情報を得られるよう、県及び医療機関と連携を図りつつ、がん医療に関する情報の収集に努めるものとする。
2　市は、市民に対し、がん医療及びがん患者等の支援に関する情報を提供するために必要な広報活動を実施するよう努めるものとする。
(財政上の措置)
第12条　市は、がん対策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。
(市会への報告)
第13条　市長は、毎年度、本市のがん対策の実施状況等を取りまとめ、その概要を市会に報告するものとする。
(委任)
第14条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定めるものとする。
附　則
1　この条例は、公布の日から施行する。
2　この条例の規定については、この条例の施行後4年を目途として、この条例の施行状況等を勘案して検討が加えられ、必要があると認められるときは、所要の措置が講ぜられるものとする。
3　前項の検討は、幅広く市民の意見を聴取して行われるものとする。